

可燃性天然ガスに係る安定供給確保を図るための取組方針

令和5年1月19日
経済産業省

はじめに	3
第1章 可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項	5
第1節 可燃性天然ガスを取り巻く状況	5
(1) 重要性	5
(2) 外部依存性	6
(3) 外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性	11
(4) 法による施策の必要性	11
(5) サプライチェーンの構造	12
(6) 可燃性天然ガスのサプライチェーンが抱える課題及び動向	12
第2節 可燃性天然ガスの安定供給確保に関する目標	16
第2章 可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項	18
第1節 施策の基本的な方向及び目標	18
第2節 実施する個別施策	19
(1) 施策の対象となる品目	19
(2) 施策の対象となる取組	19
(3) 施策の具体的な内容及び効果並びに目標	19
第3節 施策に係る留意事項	20
(1) 関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境	20
(2) 施策の総合的かつ効果的な推進	24
(3) サプライチェーンの状況の的確な把握及び調査の推進	25
第3章 可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限	26
第1節 取組の対象範囲	26
第2節 安定供給確保の目標	26
第3節 供給安定性	26
第4節 当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限	27
第5節 実施体制	27
第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置	29
(1) 需給ひっ迫時の対応	29
(2) 供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発	29
第7節 複数事業者が申請する供給確保計画の認定に関する事項	29
第8節 供給確保計画の認定に当たって配慮すべき事項	30
第4章 可燃性天然ガスの安定供給確保のための安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援独立行政	

法人基金	31
第1節 安定供給確保支援業務の基本的な方向に関する事項.....	31
第2節 安定供給確保支援業務の内容及びその実施体制に関する事項.....	31
第3節 安定供給確保支援独立行政法人基金の管理に関する事項.....	31
第5章 可燃性天然ガスに係る法第四十四条第一項の規定による指定に関する事項.....	33
第1節 指定の要件	33
第2節 指定解除の考え方	33
第3節 その他留意事項	33
(1) 国が講ずる施策に関する事項	33
(2) 輸送手段の確保に関する事項	33
第6章 可燃性天然ガスの安定供給確保に当たって配慮すべき事項.....	34
第1節 国際約束との整合性の確保	34
第2節 経済活動における人権の尊重	34
第3節 サイバーセキュリティの確保	34
第4節 関係者の意見の適切な考慮、施行状況の公表.....	35
(1) 関係者の意見の適切な考慮	35
(2) 施行状況の適切な公表等の実施	35
第5節 関係行政機関との連携	35
第7章 その他可燃性天然ガスの安定供給確保に関し必要な事項.....	36

はじめに

国際エネルギー機関（以下「IEA」という。）は、LNG産消会議¹において、「現在、世界は初の真にグローバルなエネルギー危機を経験している」との警告を発している²。その危機の中心は、可燃性天然ガス、とりわけ液化天然ガス（以下「LNG」という。）にある。

可燃性天然ガスは、過去の油価下落と脱炭素化の大きな流れの中で、近年、上流開発への投資が停滞し、長期的な需給ひっ迫が懸念³されてきた。例えば、2021年にはすでに、欧州において風力発電の稼働が低下し、可燃性天然ガスの需要が高まったことで、需給がひっ迫、安定供給への懸念が生じた⁴。そこに、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、欧州各国による、ロシア産のパイプラインガスをLNGで代替する動きが重なり、世界的なLNG争奪戦の様相⁵を呈している。そして、この影響は中・長期間にわたって続くとも予想され、特に1年の中でもLNGの需給が最も伸びるとされる1月の需給は、当面、厳しい状況が予想されている⁶。ダニエル・ヤーギン氏⁷は、LNG産消会議において、LNGは明らかに「戦略的資産」になったと指摘し、エネルギー安全保障が確保されない限り、エネルギー転換は実現せず、エネルギー安全保障を守るためにはコストを払わなければならないこと、その中でもLNGのサプライチェーンへの投資の必要性を説いた。同氏の分析によれば、エネルギー安全保障は3つの側面から成り立つとしている。すなわち、第一に、資産・インフラ、サプライチェーン、交易路が守られるといった物的安全保障、第二に、エネルギー供給源を開発し、採算が取れ、契約で保証される形で実物を確保できるといったエネルギーアクセスの確保、第三に、インフラへの長期的な投資と供給途絶等の非常事態に協調して対応する国家政策からなる体系の成立⁸を、それぞれ挙げている。

LNGは、我が国の発電の約4割、都市ガスのほぼ全量を占める重要かつ不可欠な資源であるが、現状、LNGを含めた可燃性天然ガスはその供給の約98%を海外に依存⁹している。一方、欧州では可燃性天然ガスの供給途絶のリスクが眼前に迫る事態になっているなど、戦争に端を発する供給途絶リスクだけではなく、上流の投資不足やLNGプラントのトラブルの続出、脱炭素化を巡る投資の不確実性など、世界的に経済・社会の基盤を支えている可燃

1 同会議は、経済産業省が2022年9月29日にアジア太平洋エネルギー研究センター（APEREC）とともに主催したものである。

2 第11回LNG産消会議：<https://lng-conference.org/>

3 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/pdf/018_03_00.pdf P31

4 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/pdf/018_03_00.pdf P31

5 基本政策分科会：総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会（第50回会合）：
https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/2022/050/050_004.pdf P20

6 基本政策分科会：総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会（第50回会合）：
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/pdf/018_03_00.pdf P62

7 ダニエル・ヤーギン（米国の経済アナリスト。米国を中心に世界で最も影響のあるエネルギー問題の専門家。「石油の世紀」でピューリッツァー賞を受賞）：<https://lng-conference.org/>

8 「探求 エネルギーの世紀（下）ダニエル・ヤーギン著」より

9 「令和3年度エネルギーに関する年次報告」（エネルギー白書2022）第2部第1章第3節：
<https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2022/html/2-1-3.html>

性天然ガスにおいて、民間企業の努力だけでは対処できない不確実性がますます増している。

現下の市場動向・技術動向を踏まえれば、当面LNGは外部に依存する状況にあり、この安定供給確保に注力することが重要であるが、併せて、中長期的な依存低減に向けた取組として、国内資源開発の推進は有効と考えられ、第6次エネルギー基本計画や第3期海洋基本計画に基づき、メタンハイドレートを含む国内資源開発の推進施策と連携・一体となって取組み、エネルギー安全保障の向上につなげていく必要がある。

LNGを含めた可燃性天然ガス市場の大きな変化や、不確実性が高まるエネルギー市場、そして、エネルギー安全保障に関する上記の認識を踏まえ、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、「可燃性天然ガスに係る安定供給確保を図るための取組方針」（以下「取組方針」という。）を次のように定めたので、同条第5項の規定に基づき公表する。

なお、取組方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第1章 可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項

第1節 可燃性天然ガスを取り巻く状況

(1) 重要性

① 可燃性天然ガスの用途・特性

可燃性天然ガス、とりわけLNGは、我が国の発電構成の約4割を支え、都市ガスのほぼ全量を供給している。石炭・石油火力が退出する中、再生可能エネルギーを補完する調整電源として、また、冬にはベースロード電源として活用されており、カーボンニュートラルに向けた移行期に欠かせない電源である¹⁰。第6次エネルギー基本計画では、各分野における燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことにより、環境負荷低減にも寄与し、将来的には、CCS¹¹等も併せて活用することで、燃焼してもCO₂を排出しない水素・アンモニアの原料としての利用拡大も期待されるなど、カーボンニュートラル社会の実現後も重要なエネルギー源と位置付けられている。他方で、2020年度冬季の需給ひっ迫時における価格高騰といった燃料調達におけるリスクが顕在化したことを踏まえれば、今後、価格変動リスクを抑制するための市場の拡大や供給源多角化等を通じて安定供給性・レジリエンスを向上させる必要性があるとしている¹²。

第6次エネルギー基本計画では、LNG火力を含む火力発電自体は、火力の脱炭素化という観点から、代替として、燃料そのものを水素・アンモニアに転換させることが求められており、2050年には電力システムの中の主要な供給力・調整力として機能するべく、技術的な課題の克服を進めるとしている¹³。

都市ガスについても、2030年に1%の合成メタン導入を目標として、海外でメタネーション¹⁴した合成メタンの輸入等が検討されているが、液化してLNGの形で輸入する必要があり、現在のインフラを活用することが前提となる。

以上より、現時点で経済合理的にLNGを代替することは困難であると考えられる。また、LNGの安定供給性を向上させることは、当初からの日本政府の方針にも位置付けられているところである。

10 仮に、LNGの供給途絶が生じた場合には、産業活動も含めた国民生活に甚大な影響を及ぼし得る。具体的には、例えば、1日停電が起きた場合、0.8～2.7兆円の経済損失の可能性と試算される。東日本大震災時に行われた民間試算では、東京電力管轄地域で、1.5ヶ月間（≒45日）、毎日3時間の計画停電を実施した場合、経済損失が5.4兆円生じたとするものもある。

11 「Carbon dioxide Capture and Storage」の略で、日本語では「二酸化炭素回収・貯留」技術と呼ばれる。発電所や化学工場等から排出されたCO₂を、ほかの気体から分離して集め、地中深くに貯留・圧入するもの。:

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/ccus.html>

12 第6次エネルギー基本計画：<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-1.pdf> P36

13 第6次エネルギー基本計画：<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-1.pdf> P26

14 水素（H₂）と二酸化炭素（CO₂）を反応させ、天然ガスの主な成分であるメタン（CH₄）を合成すること：

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/methanation.html>

② 可燃性天然ガス及びLNGの国際的な市場動向

世界のLNG貿易量は、2012年の2.36億トンから2021年には3.72億トンに増加し、LNG利用国は、2012年の26ヶ国から2021年には44ヶ国に拡大した¹⁵。LNGの市場規模は約3,000億ドル以上とも推定される¹⁶。

可燃性天然ガスは、元々は、産ガス国内や一定地域に限定された燃料であったが、長距離パイプラインの発達、LNGの実現・成長によりグローバルなビジネスとなり、近年その傾向が顕著である。世界的な可燃性天然ガス取引、とりわけLNG取引の拡大を通じ、アジア、欧州、北米の3市場が相互につながりを深めている¹⁷。3市場の関係性の強まりは、価格の収斂化等につながることで取引量が多くなることでスポット取引が成立しやすくなるといった市場の安定化に寄与する一方、国際動向や季節性の変化による影響も相互に受けやすくなるという弊害もある¹⁸。

また、ロシアによるウクライナ侵略から、これまでLNGの直接調達に関心の高くなかった欧州でパイプラインガスの代替を求める動きが活発になり、LNGの需要が急増している。この結果、世界でLNGの争奪戦といっても過言ではない状況にある。

可燃性天然ガス及びLNGの市場動向としては、全体として、重要性や成長性を有しているが、一方でその特性のため、在庫や余剰が基本的に少ないことから、世界的・地域的な情勢変化や気候変動対策の動向を反映し、価格や需給が大きく変動するリスクも高まっているものと考えられる。

こうしたことから、可燃性天然ガス、とりわけLNGは、その供給途絶が国民生活及び経済活動に大きな影響を生じさせるものであり、需要の代替が困難であると認められることから、広く国民生活及び経済活動が可燃性天然ガス、とりわけLNGに依拠している状況にある。

(2) 外部依存性

15 GIIGNL 2022 Annual Report : https://giignl.org/wp-content/uploads/2022/05/GIIGNL2022_Annual_Report_May24.pdf P4

16 エネルギー経済研究所による推計

17 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会 (第18回) :

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/pdf/018_03_00.pdf P46

18 例えば、2020年末からの北東アジアの寒波の影響で、日・中・韓のLNG需要が伸びたことにより、LNGスポット価格が上昇し、通常、春先に地下在庫を増やす欧州諸国のLNG購入を減少させる遠因となった可能性がある。また、2021年に入り、欧州域内でのLNG・天然ガス需要増、ロシアとの関係性により、アジアのLNGスポット価格にも影響が見られた。他方、2020年前半の新型コロナウイルス感染症の影響により可燃性天然ガスの需要が低下した時期においては、柔軟な契約を可能とする米国とのLNG取引は、キャンセル権を利用しやすいため、当該キャンセル権が行使され、需要減少が吸収されることで、世界の可燃性天然ガスの市場における需給調整につながったと考えられる (HH (Henry Hub、米国ガス取引ハブ) が価格指標)

① 供給先の動向及び供給途絶の影響に関する認識

ア 可燃性天然ガス

我が国の可燃性天然ガスの需要の約98%は、LNGという形で海外に依存しており、約7,400万トンを入力している。その輸入の状況は、2021年時点で、オーストラリア（輸入国別割合:35.8%）、マレーシア（13.6%）、カタール（12.1%）、アメリカ（9.5%）、ロシア（8.8%）の5カ国に約80%、約6,000万トンに依存している構造となっている¹⁹。

国内生産に関しては、研究開発をはじめあらゆる努力を続けているものの、足下ではどうしても、LNGという形で海外からの輸入に頼らざるを得ない。このため、国内において、当該量を安定的に代替できる供給源は現在存在しない。

また、ロシアのウクライナ侵略以前から、現在締結している長期契約と同様の安定調達が確保できる供給源は少なくとも2020年代半ばから後半までは存在せず、その量も劇的には増えない見込みだったが、更に、従来からの中国、韓国に加え、ロシア産のパイプライン天然ガスを代替するべく、LNG獲得競争に欧州が参戦したことで、これまでにない世界的なLNGの獲得競争が生じている。足下では、LNGのスポットマーケットがひっ迫し価格が高騰しており、通常の数倍の価格を支払う必要があるほか、ひとたび一地域からのLNGの途絶が起これば、当該量を安定的に代替できる供給源は現在存在せず、我が国の供給量の確保が困難な状況となっている。

これらを踏まえれば、LNGについて特定国・地域からの供給が途絶した場合に経済合理的な範囲で代替供給を確保することは困難であり、外部に過度に依存している状況と考えられる。

② 将来の重要性及び成長性

我が国は人口減少により可燃性天然ガスの需要減が予測されるが、アジア地域では、伸びゆく経済に伴いエネルギー需要も大きく拡大すると予測されると見込まれる²⁰。足下では、欧州諸国がLNGを急激に購入する影響もあり、LNGを十分に購入することができず、深刻なLNG不足となっているアジア諸国では、石炭・石油に回帰す

19 基本政策分科会：総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会（第50回会合）：

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/2022/050/050_004.pdf P14

20 民間調査（出所：Rysted Energy, I C I Sによる）によれば、アジア全体の可燃性天然ガスの需要は、2025年は3億3,900万トン、2030年は4億5,300万トンと年率約4%で拡大していくと予測されている。また、IEA Gas Market Reportによれば、インド・中国を除く東南アジアや南アジア等の新興アジア諸国では、2020～2024年の間に41bcmのガス需要を増加させると予想され、アジア太平洋地域の需要増加の25%、世界全体では12%を占める。世界のガス需要の増加に対する貢献度は、中国を除くどの国よりも大きく、この地域の需要拡大のほぼ半分（20bcm）は、約1,800万kWのガス火力発電容量の追加に牽引されると予測されている。また、同レポートでは、インドの年間ガス消費量は、2020年から2024年の間に25bcm増加すると予想されており、これは年平均9%の成長率に相当する。同レポートでは、インドでは、2024年までに17,000kmの新規ガスパイプライン網が完成し、都市ガスの配給網が拡大され、インドの人口の70%をカバーすることを想定しており、新しいLNGターミナルの完成により輸入能力を150%以上増やす計画が前提となっている。

る現象が見られ、脱炭素化に向けたアジアのエネルギー移行を阻害する可能性がある²¹。また、欧州では“REPowerEU”に基づきロシア産のパイプラインガスをLNGに置き換えるべく、LNGの需要を年間約3,600万トン以上増加²²させる計画が示されている。これらは、LNGの重要性を特に示す動きといえる。

③ 我が国及び諸外国・地域の政府及び民間の動向

ア 世界的な市場・シェア動向

LNGの生産量・取扱量²³に関しては、下記のとおり国営企業のQatar Energy（カタール）やPetronas（マレーシア）、米国LNG企業のCheniereやメジャー企業が上位を独占する。

	自社出資分生産量	取扱量
QatarEnergy(カタール)	55.78	
Cheniere (米国)	40.64	
Shell (英)	30.98	64.20
Petronas (馬)	28.37	32.74
ExxonMobil (米)	21.00	
Chevron (米)	17.70	
TotalEnergies (仏)	17.40	42.00
Bp (英)	13.00	18.00

(出典：エネルギー経済研究所調査)

イ 政府の動向

● 日本

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）の調査²⁴によると、日本国内で消費するLNGの数量は減少傾向にあるが、2019年度、2020年度の両年度の取扱量はそれぞれ1億トンに達している。これは日本のユーティリティ企業がLNGのトレーディング事業を本格化しているタイミングと重なっていることから、トレーディングが日本のLNGの需給調整の大きな柱になりつつあり、日本企業が扱うLNGの流動性が高まっていることの証左とも言え

21 基本政策分科会：総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会（第50回会合）：

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/2022/050/050_004.pdf P50

例えば、最新のIEA調査（<https://www.iea.org/reports/world-energy-outlook-2022>）では、異常な高価格等を理由に、一定の仮定に基づけば、新興アジア国での将来的な需要の伸びの減少を予想する分析もある。

22 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/pdf/018_03_00.pdf P16

23 日本エネルギー経済研究所 調査（2021年時）（各社公表数値及び取扱量を公開していない企業に関しては、プロジェクト出資等の公開情報に基づく試算による）

24 JOGMEC：日本企業のLNG取扱量に係る2022年度調査結果について：

https://oilgas-info.jogmec.go.jp/nglng/handling_volume/1009501.html#:~:text=2021%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%81%AE%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%BC%81%E6%A5%AD,%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%84%E3%81%A6%E4%BF%AE%E6%AD%A3%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%84%E3%82%8B%E3%80%82

る。

また、政府としては、第6次エネルギー基本計画に基づき、石油・天然ガスの自主開発や調達源の多角化、流動性の高いLNG市場の実現、我が国企業のLNG調達量の確保を推進していくこととしている²⁵。

- 中国

2021年、中国は日本の年間LNG輸入量を抜き約7,900万トンのLNGを輸入²⁶し、世界第1位のLNG輸入国となった。

可燃性天然ガス、とりわけLNG需要を急激に伸ばす中国では、Coal to Gasの急進による2017年及び2018年冬季の天然ガス不足の教訓から、政府主導で、調達、輸送、貯蔵、需給調整の一元管理など、可燃性天然ガスの供給システムの整備を進めている。これに合わせ、各種貯蔵施設への中央政府からの補助金も支給されるなど、国家を挙げて可燃性天然ガスのセキュリティの向上を目指している。さらに、中国政府は国有石油企業数社の寡占であった、可燃性天然ガスの輸送・貯蔵インフラの統一管理、開放（第三者アクセス）による、設備利用率の向上を目的に、「国家石油天然气管網公司(Pipe China)」を設立している。こうした取組を通じ、パイプライン、LNG輸入基地、貯蔵設備等のインフラへの民間企業の利用障壁を引き下げ、可燃性天然ガスの積極的かつ効率的な輸入と、関連施設への民間投資を呼び込もうとしている²⁷。

- 韓国

韓国は、中国、日本に次ぐLNG需要を誇り、2021年の輸入量は約4,600万トンと世界第3位のLNG輸入国となっている²⁸。

国営会社であるKOGAS²⁹がKEPCO³⁰の発電用燃料含め、国内ガス卸売市場を独占しており、LNGの安定供給対策は同社を軸に構築されている。具体的には、第14次長期天然ガス需給計画(2021～2034年)に基づく、可燃性天然ガス需要の拡大予想³¹を踏まえ、同社によるLNG在庫保有義務の強化を図るとともに、海外との

25 具体的には、「石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている」とした上で、安定供給のために、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通じた自主開発を一層進めるとしている。

26 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/pdf/018_03_00.pdf P48

27 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/pdf/018_03_00.pdf P49～54

28 韓国貿易統計

29 Korea Gas Corporation, 韓国ガス公社

30 Korea Electric Power Corporation 韓国電力公社

31 2021年4,559万トンから、2034年には5,253万トンに増加予想：総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/pdf/018_03_00.pdf P54

LNGスワップ取引を通じた需給調整機能や空きタンク等の設備の共同利用等を目指し、政府間のLNG協力や情報交換も推進するとしている³²。

● 欧州

EUは、これまで、EU全体で年間約 6,600～7,000 万トンのLNGを輸入してきたが、今後、年間約 3,600 万トンのLNGの追加需要が発生し、年間1億トン以上の輸入規模となることが見込まれている。ロシアのウクライナ侵略を受けて、欧州委員会は2022年3月23日、エネルギーの市場不均衡に対処し、EU内のガス貯蔵を充足³³するための措置を含む、EU規則の修正案を発表した。同提案は、同年6月27日に欧州議会で採択された後、同年7月1日に施行されている。

また、2022年4月6日付で、英国政府は、「エネルギー安全保障戦略」を発表。国際価格の不安定な化石燃料からの脱却を目指し、長期的にはエネルギー安全保障を強化するために多様な国産エネルギー源の活用を強化するとしている。北海の油田・ガス田に新たに探鉱を行う事業者へのライセンス供与の公募を計画中で、ロシアからの石油と石炭の輸入を2022年末までに、LNGもできるだけ早く輸入を停止する方針である。

● インド

インド政府が公表したDraft LNG Policy³⁴では、インドは、エネルギーミックスに占める天然ガスの割合を、現在の6.3%から2030年までに15%に引き上げ、CO₂の削減を目指すとともに、現在のLNG受入基地能力(年間4,250万トン)を2030年までに7,000万トン、2040年までに1億トンに拡張することを目指している。

上述のように可燃性天然ガス、とりわけLNGは、供給源の多角化が一定程度進んでいるものの、供給量の多くが特定国・地域に偏っており、当該特定国・地域からの供給途絶が発生した場合に甚大な影響が生じ得る状態にあり、LNGの争奪戦という状況下、各国とも各国・地域の情勢に合わせたセキュリティ強化を講じている状況にある。とりわけ欧州や近隣国はもとより、相対的に備蓄や自国内の天然ガス資源の開発が未だ途上であり、自然的条件に恵まれていない日本においては、外部に過度に依存する状況にあるといえる。

32 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/pdf/018_03_00.pdf P54

33 EU規則2017/1938の第6条(a)において、以下が定められている。加盟国は、自国の領土内に位置し、自国の領土内の市場地域に直接相互接続されているすべての地下ガス貯蔵施設について、毎年11月1日までに以下の充填目標を達成する。

(a) 2022年まで：80% (b) 2023年以降：90%

34 Draft LNG Policy : [https://mopng.gov.in/files/Whatsnew/Draft-LNG17021_0001-\(1\).pdf](https://mopng.gov.in/files/Whatsnew/Draft-LNG17021_0001-(1).pdf)

(3) 外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性

ロシアによるウクライナ侵略、豪州による輸出制限の検討³⁵、LNGプラントでのトラブルなど、我が国におけるLNGの供給が途絶若しくはその懸念が強く顕在化した事例が多く発生しているほか、世界的にも供給途絶リスクが顕在化している国際情勢にあり、供給途絶の蓋然性が高まっている³⁶。

例えば、2021年にマレーシア及び豪州における原料ガス田や液化プラントでのトラブルにより生じたLNGの供給途絶時には、実際に電力需給のひっ迫が発生しており、供給途絶による国民生活及び経済活動への甚大な影響の可能性は現実のものとなりつつあり、現下の状況では、産ガス国による供給削減等のリスクも否定できない。

(4) 法による施策の必要性

上流資源開発等への支援はこれまでJOGMECや国際協力銀行（以下「JBIC」という。）、日本貿易保険（以下「NEXI」という。）の公的金融を活用し、推進されてきたところであるが、LNGの直接の調達支援を通じた安定供給確保のための取組は、足下の情勢を踏まえれば、必ずしも十分とはいえなかった。

これまで、政府としても「需給ひっ迫を予防するための発電用燃料に係るガイドライン³⁷」を策定し、需給ひっ迫に至らないように適切な在庫を持つことを業界に促してきたほか、電気においては、稀頻度リスクに対応したkWh公募を実施³⁸しているが、現下、LNGの途絶リスクが顕在化していることに加え、世界各国において、LNGの争奪戦となっていることを踏まえれば、可能な限り早期にLNGの安定供給を確保することが必要であり、優先度が高い。

以上のことから、LNGについて、特定重要物資に指定し、安定供給確保のための措置を講ずる必要がある。

35 豪州国内が「ガス不足」と判断された場合、LNGの輸出を制限し、原料ガスの一部を豪州国内向けに優先供給する制度である「豪州国内ガス供給メカニズム（ADGSM）の発動と制度の延長が検討されてきている。」

<https://www.minister.industry.gov.au/ministers/king/media-releases/adgsm-extended-2030-safeguard-domestic-energy-supply>

36 例えば、以下のような事例が生じている。

- ・2021年：マレーシアLNG及び豪州のLNGプロジェクトにおいて、ガス田とプラントのトラブルにより供給不能になった。
- ・2022年：米フリーポートLNGのプラントの火災事故により6月から供給不能になっており、現時点でも供給途絶の状態が続いている。
- ・2022年：ロシア・サハリン2からのLNG途絶リスクが引き続き継続している。
- ・2022年：豪州の一部地域のガス不足により、豪州政府が、2023年に一部のLNGの輸出を許可制にすることを検討。最終的に許可制への移行は行わないこととなったが、供給減少のリスクが顕在化した。
- ・2022年：マレーシアLNGが自然災害により供給不能に。

37 需給ひっ迫を予防するための発電用燃料に係るガイドライン：

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/040_s01_00.pdf

38 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（第54回）：

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/054_03_00.pdf P13

(5) サプライチェーンの構造

LNGのサプライチェーンにおいては、可燃性天然ガス産出国でガスを産出、液化プラントにて液化して、輸送、LNG受け入れ基地で受け入れ、ガス火力発電所や都市ガスとして利用している。

LNGは、マイナス 162 度以下の低温で輸送・貯蔵する必要がある³⁹、石油と同様な形での備蓄ができないといった物資の特性がある。

これまで、LNGの取引は、供給国と需要地を長期契約で1対1のように結ぶ、比較的シンプルな構造であったが、LNGの取引拡大と電力ガス市場の世界的な自由化をはじめとした需要地側の変化、米国のシェール革命等の影響により、取引構造は大きく変化し始めている。

(6) 可燃性天然ガスのサプライチェーンが抱える課題及び動向

① LNG需給ギャップ

過去のプロジェクト投資の減少を反映して、従前から、2025年に向けて世界のLNG供給余力は減少していくことが見込まれていた。加えて、欧州向けロシア産パイプラインガスの供給減と、欧州の域内LNG受入れキャパシティ拡大により、来年以降、欧州は、LNG輸入を拡大する見通しである。その結果、1年の中でも特に最もLNG需要が伸びる1月を中心に、世界のLNG需要と供給能力のギャップは、2025年に向けて大きく拡大し、スポット取引を中心としたLNG争奪戦がより過熱する可能性が高い⁴⁰。

このため、比較的、新規投資から生産開始までの立ち上がりが早いとされる、既存のプロジェクトの拡張（生産能力の拡大）や既存LNG液化プラントへの追加のパイプラインの増設つなぎ込みといったプロジェクトへの投資を積極的に支援していくことが求められる⁴¹。LNGの需要増に供給が追いつかず、不安定な市場が続くこと、長期的なエネルギー市場の不確実性、エネルギー安定供給の観点を踏まえると、平時から、有事に備えたLNGの確保を国の方針と連携して行っていくことも必要と考えられる。

39 なお、そうした管理をしても、例えば、2.5万トンのタンクにLNGを満載にした場合、毎日70トンが蒸発し、一年で全量が消失する。

40 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（第54回）：
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/054_03_00.pdf P62

41 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/054_03_00.pdf P64

② 上流・中流投資の減少と不確実性

過去の投資不足と海外における急激な需要増があいまって、油価にリンクした安定した価格で調達でき、日本のLNGの安定供給を下支えしている長期契約について、特に新規の長期契約は2020年代半ばから後半の開始となる。LNGの上流開発プロジェクトは、15年・20年といった長期間をかけて投資した資金を回収するため、脱炭素化を求める世界的気運と重なる中で、今後、過去と同様の経験則・サイクルで、「油価が高騰すれば、LNG開発の上流投資が刺激され、将来の需給見通しを安定させる」かどうか、不確実になっている。

IEAが2022年に発表したガス・マーケットレポートは、可燃性天然ガスの上流投資は10年前から減少傾向にあり、2020年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響で需要と価格が崩壊し、投資予算が大幅に抑制されたと指摘している。その後、2021年の投資は前年比10%増と緩やかな回復にとどまり、可燃性天然ガスへの上流投資の水準は、IEAのStated Policiesシナリオ⁴²で想定されている毎年度の必要投資額の半分以下にとどまっている。また、2021～2030年の期間においてNet Zero by 2050シナリオ⁴³で想定されている必要投資額より12%低い水準にあるとする⁴⁴。また、これまでLNGの上流開発を牽引して来たメジャー企業も、上流への投資を控える動きが見られる⁴⁵。また、将来的には、アジアの需要地に近い太平洋地域からのLNGの新規供給は限定的となるため、LNGの輸送距離が延長され、パナマ運河等の運航制約を受けることで、輸送コストが上昇するほか、迅速な供給に支障が生じる可能性もある⁴⁶。

既に我が国では、2020年12月から2021年1月に、電力とLNGの需給ひっ迫を経験しているが、今後、上記の供給環境の変化が生じれば、我が国が長期契約では足りない冬季のLNGの需要増をスポット市場から調達する際に、LNGの急激な需要が発生する場合には、需給ひっ迫が生じやすくなると懸念される。

このため、前述のとおり、既存のプロジェクトの拡張等、投資回収も比較的短時間で可能なプロジェクト等を中心に、躊躇する民間金融を後押しする観点からも、公的金融による支援が不可欠になるほか、上流開発側でのビジネスモデルの変化も必要と

42 Stated Policies（公表政策）シナリオは、世界で公表されている政策イニシアティブなど、各国政府の現在の計画を組み込んだシナリオの1つをいう。

43 Net Zero by 2050 シナリオとは、IEAが示す世界全体で2050年までにエネルギー関連の二酸化炭素（CO₂）排出をネットゼロにするためのロードマップに基づくシナリオの1つをいう。

44 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/054_03_00.pdf P32

45 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/054_03_00.pdf P33

46 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（第40回）：
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/040_03_02.pdf P15

なる⁴⁷。また、脱炭素化に向けて、LNGを移行時の重要なエネルギー源と位置付けるとともに、特定の需要国や先進国だけでなく新興国がLNGを効果的に利用できるようにするため、仕向地制限⁴⁸の柔軟化等の取引慣行の確立も求められる⁴⁹。既に、日本政府は、着実なエネルギー移行を積極的に位置付け、金融面での支援を後押しするトランジション・ファイナンスの導入拡大を目指している⁵⁰が、移行に必要な資産やインフラの位置付けを巡って、世界的に新たな検討の必要性も指摘され始めている⁵¹。LNG産消会議等の対話の場を活用しながら、消費国と供給国がwin-winとなる取引構造の構築が求められる。

③ LNGトレーディングの役割拡大

従来、売主と買主が1対1で長期契約を締結し、それに基づき上流開発を行ってきたが、世界的にトレーディングが拡大しており⁵²、石油メジャーは、ポートフォリオ・プレイヤー⁵³としての存在感を強めており、販売先をあらかじめ決めた契約の保有割合が2015年から2020年までの間に79%から60%に減少している。こうした新たなリスクを負う取組が、上流開発を後押ししている側面がある。

④ LNG市場における日本のプレゼンス低下の懸念とLNGの調達力について

前述のとおり、日本のLNGの輸入量は需要減に伴い減少することが見込まれる。一方、中国は急激な需要拡大により2021年にはLNGの年間輸入量で日本を抜き1位になったように、近隣国ではLNGの役割を積極的に位置付けており、国際LNG市場における日本の地位は相対的に低下していく懸念がある。このことは、これまで日本が主体的に取り組んできた仕向地制限の柔軟化等の交渉をはじめとする、消費国にとって望ましい市場形成に向けた動きが難しくなることを意味する。

日本政府は、これまでLNGの供給源を分散させることが、安定供給に資するという考えから、公的金融を活用して、権益取得等を後押し、全体で見ると10ヶ国以上の供給源を得ることに成功した。他方で、現下の需給状況を踏まえれば、日本のエネルギー輸入量の約1割を占めるロシア1ヶ国からの輸入が途絶しても、足下で、量・価

47 例えば、より短期間で投資回収が可能なプロジェクトの組成や20年といった長期間のコミットメントでも、CCSの導入や、契約途中からアンモニアや水素の供給を可能にするといった、LNGからのトランジションを可能にするモデルである。

48 LNGを他の需要者等に対して再販売することを当該契約において制限されていること。

49 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/pdf/018_03_00.pdf P37

50 第3回GX実行会議：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai3/siryoul.pdf P29～32

51 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/pdf/018_03_00.pdf P41

52 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/pdf/018_03_00.pdf P58

近年トレーディング企業によるLNG取扱量は急激に増加しており、2016年からその取引量は約3.5倍となっている。また、欧州メジャーの他にも、2016年以降の5年間ではトレーディング企業が自らリスクを取り長期契約を締結し、上流投資に寄与している例もみられる。

53 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（第18回）：

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/pdf/018_03_00.pdf P57

格双方で、ガス供給、電力供給に甚大な影響を及ぼす状況にあることは否定できない⁵⁴。また、各社においても、複数国からの円滑な調達が生運用上困難という弱みを抱え、緊急時の対応への準備、LNGの取扱にかかる量と経験の差など、安定供給の観点からの課題も散見され始めている。

石油と同様な形での備蓄に適さないLNGにおいて、トレーディングが需給調整機能も果たし得る。③のように、トレーディングが活用されることで上流投資を後押ししている側面があり、引き続き仕向地制限の柔軟化に向けた国際発信を継続していくことが求められる。プレゼンスの維持・強化のためには、第6次エネルギー基本計画に基づき、LNG取引量の1億トンの維持拡大目標に向け、上流投資だけではなく、LNG調達そのものへの支援の強化も求められる。一方で、④のように、調達先の分散化の度合いや調達の規模、緊急時の対応能力に応じて、自社の調達構造の見直し、業種を超えた複数社によるコンソーシアムの形成、緊急時対応の事前の取り決め、あるいは、効率的な規模や能力の拡大を志向する必要もあると考えられる。

⑤ 調達に関する余剰リスクと需要見通しの不確実性

2021年に日本企業が締結した新規の長期契約はない。国内のLNG需要は減少する見通しであるが、民間調査⁵⁵でも指摘があるように、LNG需要の不確実性に備えた対策は必要といえる。さらに、セキュリティの観点等からは、予想される需要量だけ保持していくのではなく、平時は余剰であっても緊急時に日本が利用できるLNGを確保していることは重要と考えられる。

一方で、石油と同様な形での備蓄に適さないLNGは、民間企業が余剰を持つと、転売により損失が生じる可能性がある。特に冬から春に向けてスポットLNG市場は「先安」が常態であり、損失が発生しやすい構造にある。

したがって、民間事業者が単独で余剰確保を目的とした長期契約等のターム契約を締結することにより不測の事態に備えることは難しく、国による一定の支援を行うことも必要と考えられる。

⑥ 国内資源開発

国内資源開発は、安定的なエネルギー確保が可能となる供給源である一方、国内生

54 第1回GX実行会議：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dail/siryou3.pdf P7

55 日本エネルギー経済研究所はLNG需要の不確実性に備えた対策の必要性について、『「2030年におけるエネルギー需給の見通し」は「徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー導入の取組」に基づく現行の見通しにさらに野心的な積み上げを行ったものであり、必ずしも約束された将来像ではない。仮に、これらの見込みを省エネルギー量が原油換算5百万kL、非化石電源比率が5ポイント(p)から15p下回った場合、追加が必要となる一次エネルギー国内供給を賄うのは化石燃料である。「2030年におけるエネルギー需給の見通し」では天然ガスの一次エネルギー供給は原油換算80百万kL程度とされており、LNG輸入量は52Mt程度と概算されるが、これが57～63Mtに跳ね上がる。また、新たな温室効果ガスの削減目標を目指すうえで、さらなるガスシフト等の追加的な対策が必要となる可能性もある。』と指摘している。

産量は、主要ガス田の生産減退により 2007 年度をピークに減少傾向であることから、民間企業による探鉱・開発を促進するため、引き続き、基礎物理探査や掘削支援、メタンハイドレートの研究開発等を推進することが重要である。

こうした取組を通じて国内での自主開発を進め、可燃性天然ガスとしての安定供給確保を図っていくことが重要であると考えられる。

第 2 節 可燃性天然ガスの安定供給確保に関する目標

第 6 次エネルギー基本計画における政策目標⁵⁶と足下の情勢を踏まえ、有事においても安定的な調達を確保するため、短期的には LNG 調達への支援と緊急時の対応を、中長期的には日本の権益取得と長期契約の確保のための取組を進めていく。前述のとおり、アジアを中心とした一部の新興国では LNG の調達が困難となり、石炭・石油等のエネルギー源に回帰せざるを得ないという、「エネルギーセキュリティの問題が脱炭素化・トランジションの流れを阻害する」事態であることも認識し、アジア各国からも日本との LNG 協力を求める声があることも踏まえ、上流投資の共同での促進や緊急時の協力、トランジション・エネルギーとし位置付けを積極的に求めていく等、アジア LNG セキュリティ強化策⁵⁷の構築を目指す。

法においては、有事が発生し電力・ガスの急激な需給ひっ迫が生じる等の事態に対応する時間的余裕を捻出することを目的として、供給途絶のおそれがある事業者へ LNG を供給できるよう、我が国全体で戦略的に LNG の余剰を確保することを目指す。具体的には、当面の目標として、

- 2023 年から当面は、12 月から 2 月の 3 ヶ月に対応する、戦略的な余剰の LNG（戦略的余剰 LNG（以下「SBL⁵⁸」という。））の確保を目指すとともに、
- 中間的な目標として、2020 年代半ばから後半は安定した価格での LNG の調達が可能になる可能性もあるため、LNG 市場の動向を見極めながら、長期契約による SBL の確保を目指す。

最終的に LNG の調達体制について、

- ターム契約に基づく上流投資の促進、
- 不確実性が大きくなることが予見されるエネルギー市場における日本企業の調達力の向上を通じた、世界に伍するバーゲニングパワーの維持拡大、より具体的には、LNG の取扱量の拡大（「新国際資源戦略」に基づく LNG 取引量 1 億トン以上の目標の

56 第 6 次エネルギー基本計画： <https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-1.pdf> P84

57 第 2 回 GX 実行会議：

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/2022/050/050_004.pdf P9, 14

58 SBL（Strategic Buffer LNG）とは、認定供給確保事業者が自らの通常の事業に使用することが想定される必要量を上回って確保する余剰の LNG であって、経済産業省が必要と認める時に、経済産業省が指定する国内事業者等に対して売却を行う LNG を指す。

上積み) やタンク利用の高度化の実現や調達元の分散化等といった方向性が求められているところであるが、戦略的にLNGの余剰を確保する施策が他の施策と併せて講じられることにより、これらの方向性にも寄与することを期待する。

第2章 可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項

第1節 施策の基本的な方向及び目標

カーボンニュートラルに向け、世界の資源・エネルギー情勢はより複雑化・不透明化しており、資源に乏しい我が国は、石油・可燃性天然ガスと金属鉱物資源等の安定供給確保のため、引き続き資源外交に最大限取り組む必要がある。また、脱炭素燃料・技術の将来的な導入・拡大に向けては、今から積極的に取組を開始していくことが必要である。こうした点を踏まえ、石油・可燃性天然ガスと金属鉱物資源の安定供給確保、さらには脱炭素燃料・技術の将来的な確保を一体的に推進すべく、「包括的資源外交」を展開する。

カーボンニュートラルに向けても、当面、可燃性天然ガス、とりわけLNGの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・可燃性天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進やJOGMECによるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・可燃性天然ガスの自主開発比率（2019年度は34.7%）を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げることを目指す⁵⁹。

また、前章第1節の現状認識を踏まえ、石油と同様な形での備蓄に適さないLNGについて、有事の際にも供給途絶が生じることのないようにするためには、極力コストを抑えながらも余剰の在庫を抱えることが効果的となる。LNGの性質から、この在庫は、通常の商流の中で確保される必要があり、エネルギー安全保障、ひいては安全保障を確保する観点から、流通する在庫（以下「流通在庫」という。）として確保する必要があると考えられる。

LNGも、他の資源と同様、いわゆる「スーパーサイクル」と呼ばれる数年単位の需要の循環により、定期的に価格が高騰する構造が見られる。このため、現在の日本の長期契約価格は、LNGのスポット市場で転売した際に数年に一度、長期契約価格が低くスポット価格が高いという値差が生じる可能性があり、その際に日本の需要が落ち着いていれば、中長期的には、転売により収益を得られる可能性もある。

民間事業者にとっては、価格ボラティリティが大きい中、自主的に余剰LNGを長期契約で抱えることは難しいため、運用等で生じた損失を国が補填し、収益を国が回収し利用する仕組みを構築できれば、国からの直接の財政支援を抑えられるため、長期にわたる事業を行いかつ目標を達成する上で、効果的・効率的に事業を推進することが可能となる。

59 第6次エネルギー基本計画： <https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-1.pdf> P82, 83

また、こうした施策を実施することにより余剰の「流通在庫」を運用することで、民間事業者が有事に対応する時間的猶予を確保できることとなる。

このため、法による施策により、SBLを確保する取組について支援することで、前章第2節の目標の達成を図るものとする。また、JOGEMC等を通じたLNGの上流投資と権益取得の促進だけではなく、第11回LNG産消会議⁶⁰で表明されたように、LNG価格の高騰により、運転資金が必要となる企業へのJBICの支援、特にLNGトレーディングに関し、その資金需要も大きくなっていることから、民間金融機関からの資金調達を促進するNEXTIの支援をはじめ、LNG調達そのものへの公的金融の支援等も新たな制度や一歩踏み込んだ支援を検討し、実行していく。

それに加え、エネルギー安全保障の向上に最も資する国内資源開発については、第6次エネルギー基本計画や第3期海洋基本計画に基づき、引き続きメタンハイドレートを含む国内資源開発を推進していく。

こうした施策を総動員することで、エネルギー安全保障の向上につなげていくこととする。

第2節 実施する個別施策

(1) 施策の対象となる品目

LNG

(2) 施策の対象となる取組

国の方針に基づきSBLを確保、運用する。

(3) 施策の具体的な内容及び効果並びに目標

事業者において、取組方針に沿って、ターム契約（長期・短期含む）等により持続的にLNGを確保。平常時には、確保したLNGを海外を含むマーケット等に販売し、緊急時には、経済産業大臣による指示により確保したLNGを供給途絶のおそれがある国内事業者へ販売する。それぞれの販売によって、事業者に損失等が生じた場合において、JOGEMCに設置する安定供給確保支援独立行政法人基金から、その費用の補填を実施する。なお、事業者に収益が生じた場合においては、当該収益を基金に納付すること

60 第11回LNG産消会議： <https://www.lng-conference.org/>

で、国の予算の効率的運用に資するものとする。

- 効果

石油と同様な形での備蓄に適さないLNGは、民間企業が余剰を持つと、転売により損失が生じる可能性があり、特に冬から春に向けてスポットLNG市場は「先安」が常態であり、損失が発生しやすい構造にある。このため、国の一定の支援がなければ、民間事業者が単独で余剰確保を目的としたターム契約を締結することにより不測の事態に備えることは難しい状況にあるが、こうした施策を講じることにより、民間事業者による戦略的な余剰LNGの確保が容易になる。

- 目標

特に措置を講ずる必要が認められる、日本で需要が最も伸びる冬季の対応を念頭に、2023年から当面は12月から2月の3ヶ月に対応するSBLとして最低1カーゴ/月ずつの確保を目指す。この間においても、LNGの事前確保が約束されないスポットLNG市場からの購入ではなく、短期契約に基づく確保を目指す。

また、中間的な目標として、2020年代半ばから後半は、日本の安定供給に足下寄与している長期契約の価格水準や条件に近いLNGが調達できる可能性があることから、中長期契約に基づくSBLの確保（最低1カーゴ/月、12カーゴ/年以上の確保）を目指す。

第3節 施策に係る留意事項

(1) 関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境

英国においても北海油田での新規開発を進めようという動きがあるように、輸入依存度を減らした形で自給率を高めることは安全保障の確保につながる。したがって第6次エネルギー基本計画で定めているように、SBLに加えて、国内資源開発を通じた自主開発を進めることが極めて重要である⁶¹。

さらに、LNGの確保にあたっては、第6次エネルギー基本計画において、国際LNG市場の更なる流動性向上及び国際LNG市場における我が国の影響力維持によるセキュリティ向上の観点から、2030年度に日本企業の「外・外取引」を含むLNG取引量を1億トンとすることを目指し、仕向地制限の一層の柔軟化やJOGMECによるリスクマネー供給等を通じた供給源の多角化、アジア各国のLNG需要の創出・拡大への関与等を通じ、流動性が高く厚みのあるアジアLNG市場の創設・拡大に向けた取組

61 第6次エネルギー基本計画： <https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-1.pdf> P83

を引き続き推進するとしている⁶²。国際LNG市場の更なる流動化やレジリエンスの強化、電力・ガス自由化の中での効果的なLNG確保と調達価格安定化等に取り組むとされているところ、それぞれの趣旨を踏まえ、必要に応じ、法による施策と連携を図るものとする。

また、法による施策に加え、①～④の施策を併せて実施することを通じ、我が国における可燃性天然ガス及びLNGの安定供給確保を図るものとする。

① 国内資源開発

ア 施策の対象となる品目

可燃性天然ガス

イ 施策の対象となる取組

日本周辺海域に一定の資源量が期待される在来・非在来型の天然ガスを安定的なエネルギー資源として利用可能とするため、以下の取組を実施。

- 国内基礎物理探査
- 国内石油天然ガス試錐支援
- メタンハイドレートの研究開発

ウ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標

国内基礎物理探査においては、日本周辺海域の未探鉱地域等において、JOGMECが保有する三次元物理探査船「たんさ」により、石油・可燃性天然ガスのポテンシャル及びCCS適地を把握するための調査を行うとともに、調査データの公開を通じて、我が国企業による探鉱開発活動及びカーボンニュートラル実現に向けた取組を促進。

国内石油天然ガス試錐支援においては、石油・可燃性天然ガスの存在や地質・地質構造を具体的に確認するため、民間企業が自ら実施する掘削調査費の一部を支援。

メタンハイドレートの研究開発においては、日本周辺海域に相当量の賦存が期待される砂層型及び表層型のメタンハイドレートについて、砂層型では生産技術課題の検証のための長期陸上生産試験や有望濃集帯抽出に向けた海洋調査等を、表層型では生産・回収に係る有望技術の研究開発やメタンプルームを含む海底状況を把握するための海洋調査等を実施。

- 効果

エネルギー資源の輸入依存度が高い我が国において、国内資源開発の促進施策

62 第6次エネルギー基本計画： <https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-1.pdf> P83～84

を講じることで、第6次エネルギー基本計画に掲げる「自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率（2019年度は34.7%）を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げることを目指す。」との目標達成に繋げるとともに、国産資源開発の事業化・商業化により、エネルギー資源の安定供給確保が図られる。

- 目標

三次元物理探査を年間約5千km²、2028年度までに概ね5万km²実施するとともに、試錐支援を機動的に実施する。

また、メタンハイドレートについては、民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが2027年度までに開始されることを目指す。

② 上流・中流開発と権益取得の支援と仕向地制限の柔軟化に向けた対話

ア 施策の対象となる品目

LNG

イ 施策の対象となる取組

JOGMEC、JBICによるLNG上流開発、権益取得に向けたリスクマネーの供給や産油国補助金等も活用した日本企業を積極的に支援する資源外交の展開。

国際会議等における発信やJOGMECによる仕向地条項の状況調査を通じ、LNG市場の透明性・流動性・柔軟性向上に向けた国際的な機運の醸成。

ウ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標

過去の油価低迷と金融市場を中心にした脱炭素化の流れを強く受け、上流開発不足とLNG不足が起きている。上流開発は、投資から回収まで長期間を要することもあり、改めてJOGMECやJBIC、NEXIといった公的金融の役割を再評価し、安定供給確保に強く資する事業には公的支援を通して、日本企業の権益とLNGの引取りの支援を行う。

また、継続した仕向地制限の柔軟化に向けた取組を通して、LNGのトレーディングが行いやすい環境整備を進めていく。

- 効果

上流開発による供給力と自主開発比率の向上につながる。特に、脱炭素化の動きと取引慣行の見直しに向けた動きを踏まえれば、既存の液化プロジェクトを拡張することで、投資から生産までの期間が短いとされるブラウン・フィールドと呼ばれる案件、とりわけ今般の事態を踏まえると、米国を中心に価値観を共有する案件

への支援が重要と考えられる。

- 目標

「自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率（2019年度は34.7%）を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げることを目指す。」とした第6次エネルギー基本計画の目標に資すること⁶³を目指す。

また、前述のLNG取引量1億トンの目標の維持・拡大につなげるため、JOGMECによる状況調査の発信等⁶⁴を通し、更なる仕向地制限の柔軟化を促進していく。

③ LNGの調達に関する公的金融の支援

ア 施策の対象となる品目

LNG

イ 施策の対象となる取組

公的金融機関による、国内ユーティリティ企業向けLNGの調達支援。

ウ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標

LNG調達価格の上昇により、特に電力会社の収支と資金繰りが大きな懸念となっている中、例えばJBI Cが日本のユーティリティ企業向けにLNGの引取りに関する融資を民間銀行と協働で行う。

- 効果

日本企業が、条件の良い安定した運転資金を得ることとなり、その結果、日本のエネルギーの安定供給につながる。

- 目標

引き続き、日本企業の要望を聞きながら、支援を実施する。また、トレーディング事業において大きな資金需要が発生しており、第11回LNG産消会議で発表されたように、今後、NEXIによる公的金融を活用した民間資金の呼び込みの在り方についても早期に検討していく。

63 第6次エネルギー基本計画： <https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-1.pdf> P83

64 https://www.jogmec.go.jp/news/release/news_08_000120.html

④ アジア各国を巻き込んだLNGセキュリティの確保

ア 施策の対象となる品目

LNG

イ 施策の対象となる取組

アジア諸国との上流投資や危機時に関する相互協力。

ウ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標

LNGをアジアのトランジション・エネルギーと位置付け、公的支援含む共同でのLNG分野への投資や危機時の協力、その知見を水素・アンモニアの上流投資や安定供給につなげる協力を目指す。

● 効果

LNGをトランジション・エネルギーと政府が明確なメッセージを発出することで躊躇する民間企業の投資を後押しする。また、上流投資に資する公的支援等が増えることで、供給力を向上させる。

● 目標

アジアの同志国との覚書の締結とワークショップ等を通じた具体的に相互に貢献できる分野で取組を検討する。また、仕向地制限の柔軟化と合わせてタンクや融通協力等相互の危機時の協力を目指す。すでに、東南アジアの国からLNGの需要の季節性の違いを利用し、タンクを活用したLNGの再輸出が日本に行われており、こうした取組を積極的に後押ししていく。

(2) 施策の総合的かつ効果的な推進

本制度の運用に当たっては、国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止する取組を総合的かつ効果的に推進するため、支援の効果的な実施にも留意するものとする。例えば、こうした検討を適切に推進するためには、本節(3)に記載する調査を実施しながら、日本のユーティリティ企業のLNG受入能力(例：熱量の違いを受け入れられる能力等)や調達力(例：調達先の分散状況等)を、経済産業省が正確に把握し、複雑化し不確実性が増すエネルギー市場において、安定供給確保のために必要な施策について、積極的な検討を行うものとする。

また、経済産業大臣は、内閣総理大臣その他の関係行政機関の長と連携し、民間金融機関の機能を補完する範囲内で、株式会社日本政策金融公庫から指定金融機関を通じて低利・長期の資金を供給する二段階融資の仕組みの活用も含め、認定供給確保事業者による安定供給確保のための取組に必要な資金の調達の円滑化に留意するものとする。

(3) サプライチェーンの状況の的確な把握及び調査の推進

重要な物資の安定供給確保を図る上では、その調達及び供給の現状並びにサプライチェーンの抱える課題を把握することは重要と考えられる。このため、関係行政機関は、重要な物資の安定供給確保に関し、DXの進展も踏まえつつ、不断の情報収集・検証に努めるものとする。

具体的には、経済産業大臣は、可燃性天然ガス等のサプライチェーンの状況を的確に把握するため、必要と認めるときは、法第48条第1項等を活用し、重要な物資のサプライチェーン把握のための調査を実施すること等により、その調達及び供給の現状並びにサプライチェーンの抱える課題の把握に努めるものとする。

可燃性天然ガス等のサプライチェーン把握のための調査の実施等に当たっては、民間事業者等によるサプライチェーンの把握には一定の限界があることにも留意しつつ、事業者の過度な負担とならないよう、公的統計、業界団体が実施する調査・統計の活用や業界団体へのヒアリング等を活用し、法の執行に必要な限度で調査の対象範囲、内容等を適切に絞り込むこととする。また、調査の目的・趣旨、調査の位置づけ等についての丁寧な説明に努めることにより、民間事業者等の理解を得て、調査への協力を求めることを基本とする。調査の実施に際しては、必要に応じ、調査対象となる物資の生産、輸入又は販売の事業に関連する団体への事前説明等により、調査趣旨を広く周知する方法も想定され得る。その上で、調査を通じて政府が把握する情報には、企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が含まれ得ることを踏まえ、必要な情報管理のための措置を講ずるものとする。

こうした重要な物資のサプライチェーンの課題の把握に不断に努めるとともに、本制度による措置の必要性及び内容等について、随時検討を行うものとする。

第3章 可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第1章に規定する基本的な方向を踏まえ、当該方向を実現するものとして、本章で指定する取組に取り組もうとする供給確保計画を支援する必要がある。このため、可燃性天然ガス、とりわけLNGの安定供給確保に係る取組に関する事項として、供給確保計画の認定要件を定めるものとする。

第1節 取組の対象範囲

供給確保計画の認定の対象とする取組は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号。以下「施行令」という。）第1条第9号に規定する可燃性天然ガスに関する取組のうち、SBLの確保、運用に必要な取組を対象とする。

第2節 安定供給確保の目標

供給確保計画の認定の対象とする取組は、次に掲げる基準への適合性の確認や総合的な評価を踏まえ、安定供給に取り組もうとする品目に関するサプライチェーンの供給途絶のリスクの緩和につながるものとして、その内容が十分効果的と認められる取組とする。

- 2023年度より事業を開始することを念頭に、2020年代半ばから後半まで日本の安定供給に足下寄与している長期契約の価格水準や条件に近い長期契約を締結することは困難な情勢であることから、2023年度から当面は、短期のターム契約を締結し、特に日本国内でLNGの需要が伸びる冬季（12月から2月）に最低1カーゴ/月以上のSBLの運用ができること。
- LNG市場の動向を見極めながら可能な限り早く、望ましくは、例えば日本の安定供給に足下寄与している長期契約の価格水準や条件に近い中長期契約に基づくLNGを確保した上で、SBLとしてトレーディングを実施すること。

第3節 供給安定性

供給確保計画の認定の対象とする取組は、LNG等の安定供給確保の信頼性を確保するため、次の（1）から（3）までのいずれにも該当するものとする。

- （1） 現在及び計画期間中の市場構造又はその見込みを踏まえた供給能力確保に関する計画が整備されていること。
- （2） 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）や、可燃性天然ガスの安定供

給に係る国内関係法令を遵守すること。

(3) 事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。

第4節 当該取組ごとにと組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

供給確保計画の認定の対象とする取組について、足下の世界的なLNGの争奪戦という事態を踏まえると、当該事業は早期に開始ができることが望ましい。日本のLNG需要は1年の内冬季に最も増加することから、開始目標を2023年12月とする。また、2020年代半ばから後半にかけて日本の安定供給に足下寄与している長期契約の価格水準や条件に近い中長期契約を行うことができる可能性があるため、取組を行うべき期間は、10年以上、かつ、SBLとして利用ができる中長期契約が終了するまでとする。

なお、エネルギー市場の長期的な動向を確実に予見することは不可能であることから、期間を柔軟に見直す必要がある場合は、その都度検討を加えていく。

第5節 実施体制

供給確保計画の認定の対象とする取組は、LNG等の安定供給確保の実施体制の確実性を担保するため、次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものとする。

(1) 取組の実施に必要な能力を有していること。

- 日本法人であること。ただし、実務にあたってトレーディング機能を持つ子会社を活用する必要があり、同会社が海外に所在する場合等は、日本法人の本社が同社を指揮・監督できることを証明すること。同様に、共同申請や何らかのコンソーシアムを組む場合等も責任主体が日本法人であり、事業の全てを指揮・監督下におけることを証明できること。
- 申請時点で、LNG輸入量が360万トン/年以上又は国内企業及び外国企業に販売したLNG数量⁶⁵の合計が360万トン/年以上であり、将来(例えば少なくとも2030年代まで)にわたって維持する意思があること。
- 申請時点で、異なる5つの国以上を主たる供給源とするターム契約を計5本以上保有すること。
- 申請時点で、LNGを輸入する国内ユーティリティ企業の9割以上とマスターアグリーメント⁶⁶を締結している若しくは事業開始までに、締結できる準備・計画があること。
- 申請時点で、LNG供給を行う企業と5社以上のマスターアグリーメントを保有する

65 JOGMEC調査に基づく定義とする。https://oilgas-info.jogmec.go.jp/nglng/handling_volume/1009329.html

66 売買の履行に必要な積地、揚地、船舶等の諸条件(価格・数量・受渡日等を除く)について、予め合意をおこなうもの。

若しくは事業開始までに締結できる準備・計画があること。

- 状況によってSBLを活用して電気やガス、その他の代替手段を通して供給することにつき、計画の段階において合理的な範囲で提案ができること。
- 申請時点で、自社支配船（保有・長期傭船を問わない）を10隻以上保有する若しくは自らの安定供給を確保しながら追加的にSBLの運用等を円滑に行うための船舶を3隻以上保有すること。
- 当該施策のためのSBLの確保が、自社含めた将来的なLNGの上流投資に資することであることを説明できること。特に申請時点で、上流・中流プロジェクトから得られる自社の権益LNG（トーリング事業モデルから購入するLNG含む）を80万トン/年以上保有することが望ましい。
- 経済産業省が必要と認めたときに、経済産業省が指定する国内事業者等へのLNG売却を期日までに確実に実施できること。また、経済産業省が必要と認めたときに、経済産業省の指示に基づきLNGを国内事業者への販売を行うことができる最終期限である日本の港着港の15日から18日前までSBLを保有し、SBLの需要が無かったときにも、自社のLNG調達のポートフォリオやタンクを活用し、経済産業省が合理的と認める費用の範囲内でSBLを処理できること。加えて、計画申請の段階で、SBLが不要になった際の処理の方法や損失の範囲を合理的な根拠をもって説明できること。
- 特に上記のオペレーションを効率的かつ効果的に行う観点から、自社で長期利用が可能なLNG受入基地を1地点以上有している若しくは基地利用権を有している又は受入基地及びLNGタンクを利用する場合と同程度の費用でSBLの運用等を実施できる代替案を提示できること。
- 申請時点において、特に船舶の運用やメタン漏出への対応をはじめ、世界的な環境規制への対応に最大限配慮を行うことを説明できること。

(2) 取組を実施するのに十分な人員を有していること。

- 社内にLNGのトレーディング部門又は子会社としてLNGのトレーディング会社を保有し、その体制は、申請時点で、トレーディング事業（フロント業務やオペレーション業務）に専業で従事している従業員が10名以上であること。
- 経済産業省及びJOGMECとの連携体制が構築される見込みがあること。

(3) 取組の実施に必要な資金の調達が可能でないものではないこと。

- 申請時点で、トレーディング事業を用途とするコミットメントラインとして1,000億円以上保有しており、将来にわたって維持する可能性が高いと説明できること。

(4) 供給確保計画の認定の対象とする取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等

の情報を適切に管理するための体制が構築されていること。

(5) 経済産業省及びJOGMECに取組を実施するため必要な情報を共有できる体制が構築されていること。

- 本事業を進めていく実務に関して、例えば、以下の情報を速やかに提供すること。
 - ① 船陸整合性の確認の連絡。
 - ② SBLの販売及び引渡しに関する事項。
 - ③ 平常時のSBLの売却方針や方法、平常時の売却が成立しなかった際のSBLの処分に関する方針や方法、費用面の考え方。
 - ④ LNGに関するマーケットの状況等。

第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置

(1) 需給ひっ迫時の対応

本事業の取組を持ってしても、経済産業大臣が、可燃性天然ガス、とりわけLNGの安定供給、ひいては究極目的であるエネルギーの安定供給を実現できないと判断する事情がありかつ需給ひっ迫の事態や情勢等が本取組で行う事業を拡大することが望ましいと判断するに足る状況の場合、認定供給確保事業者は、経済産業省が認める合理的な範囲で計画を変更し、本取組の措置を拡大することが可能であること。

(2) 供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発

本取組の実施により確保するLNGの供給能力を維持又は強化するため、例えば、上流権益の参画やLNGトレーディングの最適化等の見込み等の継続的な投資も見込まれるものであること。

第7節 複数事業者が申請する供給確保計画の認定に関する事項

同一の業種に属する複数事業者が申請する場合にあっては、その取組が実施されることにより、申請者が営む事業と同一の業種に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるものや、申請者が製造・販売する物資等や提供する役務の価格の不当な引き上げが誘発される等により、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

なお、業種に関わらず、LNGを取り扱う日本の事業者が、コンソーシアム等、調達部門の集中化・機能強化を行うことで、日本のLNG調達における交渉力及び全体の最適化に資する場合があることに留意する。

第8節 供給確保計画の認定に当たって配慮すべき事項

経済産業大臣は、供給確保計画の認定に当たっては、第6章第2節及び第3節に掲げる事項並びに当該供給確保計画による取組を通じた地域経済への貢献や雇用創出効果に配慮するほか、必要に応じ有識者等の意見も聴取した上で、その内容も踏まえて当該供給確保計画の適切性を確認するものとする。

また、経済産業大臣は、次章に定める安定供給確保支援独立行政法人基金からの助成を希望する供給確保計画の認定に当たっては、当該基金の残額に配慮するとともに、当該基金を活用した安定供給確保のための取組が効果的になされることに配慮するものとする。

第4章 可燃性天然ガスの安定供給確保のための安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援独立行政法人基金

第1節 安定供給確保支援業務の基本的な方向に関する事項

本制度の運用に当たっては、安定供給確保支援業務を行う法人としてJOGMECを選定するものとする。

第2節 安定供給確保支援業務の内容及びその実施体制に関する事項

JOGMECが安定供給確保支援業務を行うに当たっては、安定供給確保支援業務を統括できる体制を構築するとともに、認定供給確保事業者の支援を的確に実施するための適正かつ確実な体制及び方法により、安定供給確保支援業務を実施するものとする。また、経済産業大臣は、関係法令に基づき作成する事業計画及び収支計画の内容について確認し、適正かつ確実な体制及び方法により執行されていることを確認するものとする。

第3節 安定供給確保支援独立行政法人基金の管理に関する事項

JOGMECが安定供給確保支援独立行政法人基金を設ける場合にあっては、認定供給確保事業者への支援に関し、助成金等の交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の検査の実施等により適正な執行に努めるとともに、経済産業大臣が定める中長期目標等の範囲で、保有する安定供給確保支援独立行政法人基金の資産を毀損することのないよう適正な運用管理を行うものとする。

具体的には、次に掲げる内容の運用に留意するものとする。

- 助成金等の執行に当たっては、JOGMECは、交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の検査の実施等を通じ、適正な執行に努めるとともに、経済産業大臣等と連携し、認定供給確保計画の適正かつ確実な遂行がなされていることを確認するものとする。
- また、経済産業大臣が認定供給確保計画の変更を指示する、認定を取り消す等の措置を講じた場合には、その措置の内容に応じ、助成金等の返還等の所要の手続きを実施するものとする。
- 安定供給確保支援独立行政法人基金は他の事業との区分経理を求められているところ、法の規定に従い、適正な会計処理を実施するものとする。
- 安定供給確保支援独立行政法人基金の管理については、資産運用の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、運用上のリスクが低い方法で運用するものとする。

第4節 安定供給確保支援業務の情報の管理に関する事項

JOGMECは、認定供給確保計画に企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が多く含まれ得ることに鑑み、安定供給確保支援業務で得られた情報の適切な管理を図るため、法人文書登録を適切に行う、保存期間を定める等、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に従った管理を実施するとともに、必要に応じて施錠や暗号化等の適切な手段により、関係者以外の者が情報を閲覧できないようにする等の措置を講じるものとする。

第5章 可燃性天然ガスに係る法第四十四条第一項の規定による指定に関する事項

第1節 指定の要件

次のいずれにも該当するときは、法第2章第3節から第7節までの措置では可燃性天然ガスの安定供給確保を図ることが困難である場合として、法第44条第1項に基づく指定を行うことができるものとする。

- 当面の間、民間事業者等による安定供給確保に向けた取組の実施が想定されず、可燃性天然ガスの安定供給確保が困難と認められること。
- 可燃性天然ガスについて、法第44条第6項に規定する措置（国が自ら実施する備蓄その他の措置をいう。以下同じ。）の実施を通じて、安定供給確保のための取組を図ることが特に必要と認められること。
- 可燃性天然ガスについて、民間事業者等が法第44条第6項に規定する措置を行おうとすることがその経済性に照らし困難と判断されること。

第2節 指定解除の考え方

経済産業大臣は、法第44条第1項に基づく指定をした可燃性天然ガスについて、安定供給確保が一定程度図られ、特別の対策を講ずる必要が小さくなったと考えられる場合、前節で示す特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定の要件への該当性の有無等を慎重に検討した上で、当該指定を解除するものとする。

第3節 その他留意事項

（1）国が講ずる施策に関する事項

経済産業大臣は、法第44条第1項に基づく指定を行った場合には、法第44条第6項に規定する措置を講じて、その安定供給確保を図るものとする。

（2）輸送手段の確保に関する事項

可燃性天然ガスについて、法第44条第6項に規定する備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講じる際には、輸送手段の確保その他の必要な措置について一層配慮するものとする。

第6章 可燃性天然ガスの安定供給確保に当たって配慮すべき事項

第1節 国際約束との整合性の確保

本制度の運用に当たっては、法第90条の規定及び基本方針の趣旨に則り、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、WTO協定等の国際ルールとの整合性に十分に留意するものとする。

第2節 経済活動における人権の尊重

経済活動における人権の尊重が国際的にも重要な課題となっており、今後、より一層、重要性を増していくものと考えられる。そのため、我が国として「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施しているほか、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」について、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において決定・公表がなされている。上記ガイドラインは、主に国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECD多国籍企業行動指針及びILO多国籍企業宣言からなる国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本でビジネスを行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものである。こうした背景を踏まえ、本制度の運用に当たっては、経済産業大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、必要に応じ、上記ガイドラインの活用等、サプライチェーンにおける人権の尊重を勧奨する等の対応を行うものとする。

第3節 サイバーセキュリティの確保

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保がサプライチェーンの維持、ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、経済産業大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から内閣サイバーセキュリティセンター等関係部局との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を勧奨するものとする。

具体的には、経済産業大臣は、当該事業者の事業規模や事業内容の実情に配慮し、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。))又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（IPA）等

を活用させる等、必要に応じ、サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティの確保を勧奨する等の対応を行うものとする。

第4節 関係者の意見の適切な考慮、施行状況の公表

(1) 関係者の意見の適切な考慮

個別の法令を定めようとする場合には、必要に応じ、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続を利用し、広く関係者の意見・情報を公募するものとする。

(2) 施行状況の適切な公表等の実施

本制度の施行状況については、法その他の関係法令、基本方針、基本指針、取組方針等に従い、国民、事業者その他の関係者に公表するとともに、本制度に係る手続等について周知・広報に行い、本制度に関する理解と協力が得られるよう努めるものとする。

第5節 関係行政機関との連携

関係行政機関は、可燃性天然ガスの安定供給確保を図るため、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない旨を定める法第4条第2項の趣旨を踏まえ、法その他の関係法令、基本方針、基本指針、取組方針等に基づき相互に協力するものとする。

第7章 その他可燃性天然ガスの安定供給確保に関し必要な事項

本制度の運用に当たっては、施策の実効性を伴う総合的な推進を図るため、世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、周辺環境の変化等に応じて適宜検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

また、経済産業大臣は、可燃性天然ガスの施行令による指定及び取組方針の策定後、毎年度、認定供給確保計画の定期報告の徴求等を通じ、可燃性天然ガスの安定供給確保の状況について確認を行い、必要に応じて、認定供給確保計画の的確な実施のための措置はもとより、確保する可燃性天然ガスの水準等の再検討を行うものとする。